

City Life NEWS

全国で注目される施策や課題は、地域で暮らす私たちにどう影響するのか?身近に起きた出来事やトレンドなど、幅広い分野のニュースを紹介していきます。ネットでもさまざまなニュースを紹介しています。



シティライフNEWS で検索

まだまだ高い“小4の壁” 山積している学童問題

待機児童問題の影に隠れてあまり顕在化していない学童保育の問題は、実は保育所以上に整備が進んでいない。北摂各市の現状や専門家の助言を参考にしつつ、学童保育問題を考察する。

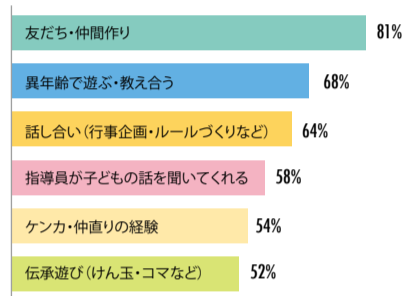
[学童保育の法整備に関する主な流れ]

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 1966年 | 文部省「留守家庭児童会補助事業」を開始 |
| 1971年 | 「留守家庭児童会補助事業」が廃止される |
| 1975年 | 制度化要求50万人署名 |
| 1976年 | 厚生省「都市児童健全育成事業」(一時的措置) |
| 1985年 | 制度化要求の国会請願(108万人署名)⇒国会で採択 |
| 1991年 | 「放課後児童対策事業」開始 |
| 1997年 | 学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化(1998年施行) |
| 2007年 | 厚生省「放課後児童クラブガイドライン」を発表 |
| 2015年 | 子ども・子育て支援法と改定児童福祉法改正の施行 |

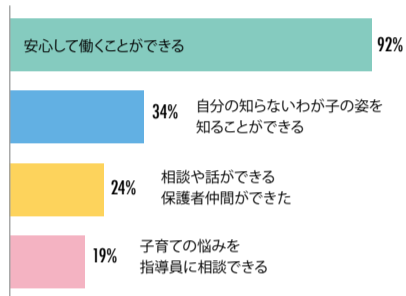
大阪の学童保育における保護者アンケート調査結果 (抜粋)

■対象:子どもが学童保育に通う保護者 ■期間:2013年12月末~2014年2月末 ■実施団体:大阪学童保育連絡協議会

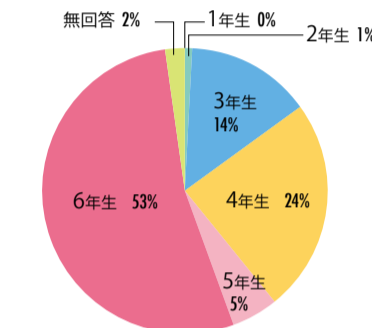
学童保育の内容・経験で大事にしてほしいことは?



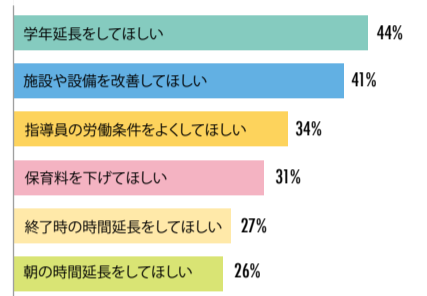
保護者にとって学童はどんなところ?



学童に何年生まで通わせたいか?



行政に対しての要望は?



行き場をなくす子どもたち 高学年の学童保育

全国的に少子化が進む中、学童保育への入室希望者は年々増加している。共働き世帯が増えたこと、また児童が巻き込まれる事件が増えたことに伴い、放課後を安全に過ごす場所の必要性が高まっているためだ。

昨年の法改正により、それまで「10歳程度まで」だった学童保育の受け入れ対象年齢が6年生までに拡大されたが、現状3年生までのところが多い。結果、4年生になると自動的に学童保育から押し出され、親が家に帰るまでの間、塾や習い事などに通ったり、家で留守番をしたり、公園で友達と遊ぶなどして時間を埋めている。摂津市のYさんは「誰もいない家でひとり留守番するのが怖くて、娘が家に入りたがりませんでした」。高槻市のAさんは「夏休みに子どもたちだけで川遊びに行かないかとても心配。子どもの安全を確保したい」。豊中市のKさんは「できることなら6年生まで預けたい。急にひとりで留守番させるのはやはり心配」と話す。

各市は高学年の受け入れに「場所が足りない」「予算が少ない」「支援員不足」という理由で対応できないことが多く、他にも「4年生になったら留守番できる」「預けたい親と行きたくない子どもと、ニーズにギャップがある」「高学年は行動が高度化・個別化するので、低学年と一緒にの保育は難しい」という意見もあり、対応は様々だ。

大阪学童保育連絡協議会(以下学保連)事務局次長の柴田さんは「特に高学年の場合は、単に親の要望で受け入れるのではなく、思春期の発達段階に見合うような環境整備が大切。子どもが行きたいと思える学童にする工夫が必要」と話す。

高学年になれば学童は必要ないという意見がある一方で、学童での生活が豊かで充実したものであれば、子どもの成長に大きな役割を果たすはず、と高学年の受け入れの重要性を説いている。

ようやく省令で定まった 学童保育の基準

そもそも学童保育は、保護者同士で場所を確保し、支援員を雇用して自ら運営する「共同学童」から始まった。共働き世帯の増加でこうした動きが全国的に広がる中、保護者の声により、徐々に国や自治体にもその必要性が認知され、1998年に「放課後児童健全育成事業」としてようやく法的な位置づけを得る。そして2015年、「子ども・子育て支援法」の施行と児童福祉法の改正により、国としての学童保育の基準が省令で初めて定められた。

2015年に定められた主な学童保育の新基準

- ・対象年齢が6年生までに
- ・市区町村が運営基準を条例で定めるよう義務化
- ・支援員は原則2人以上配置
- ・うち一人は保育士などの有資格者で都道府県の研修を修了した者
- ・ひとクラスおおむね40人までとする
- ・児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保すること

しかし学保連によると、基準自体がまだまだ低く、またこれに見合う予算も十分に確保されていないのが現状という。

高槻・茨木・摂津は 学童の待機児童解消が先決

高槻市・茨木市・摂津市では、大型マンションの建設や都市開発によってファミリー層の流入

が続き、児童数の増加とともに学童入室希望者も年々増加している。学童の待機児童は3市とも若干名だが地域によっては定員以上の詰め込みで待機を減らしており、受け入れ体制が十分とは言えない。各市とも待機児童の解消に向けた取り組みが必要だ。

茨木市では2017年、児童数が急増した学校にプレハブの学童保育室を新築する予定で、待機児童の解消にも活用される。また摂津市でも2017年に校舎増築に伴う学童保育室の確保を検討中。高槻市は、基準を満たした学童保育室を民間事業者が開室する際、補助金を交付する事業を開始する予定。茨木市では、非常勤やアルバイトではなく任期付短時間勤務職員として支援員を雇用することで待遇を改善し、人材確保に努めている。

4年生以上の受け入れは現在3市とも行っており、まずは1~3年生の待機児童を解消することが先決だ。特に摂津市では延長保育がなく、土曜日は第四週のみ開室のため、同サービスの充実が急務となっている。

高学年に必要なケアとは 支援員の研修と親の協力

授業時間が増え、大人との距離をとりはじめる高学年の学童を考える上で、大切なことは何か。大阪健康福祉短期大学の代田盛一郎先生によると、「大人からの自立心が芽生える高学年期には、親や先生ではない第三者の大人が受け止めてくれる学童は、ほっとできる場所になり得ます」。しかし、低学年の「お世話係」をするばかりでは、退屈になってやめてしまうことに。代田先生は、「食事作りをしたり、おやつの内容

を話し合っ決めて“おやつ会議”を開いたり、子どもたちが主体的に参画する体験ができれば、役割を担ううれしさを感じられるのでは」と話す。

低学年と高学年の保育は違うため、支援員の研修も必要だ。「口出しすぎず、頼られた時には的確なアドバイスができることや“憧れの存在”であることが求められ



学童保育の現状と課題について研究を行う平安女学院大学 子ども教育学部講師 松本歩子先生

ます」と平安女学院大学の松本歩子先生は話す。保護者もまた、自治体や支援員に対し声をあげ続ける必要がある。「法制化前は、保護者と支援員が協力して保育の質を高めてきました。法制化後も支援員に任せきりにするのではなく、子どもたちの望む学童保育での生活づくりに共に参加してほしい」と二宮先生。子どもを軸にした



学童保育に関するセミナー講師も務める和歌山大学 教育学部教育学 准教授 二宮衆一先生

協力関係を築くことが重要だ。学童を卒所した高学年の子どもに対して、親はどうすればよいのだろうか。松本先生は「親子で放課後や長期休暇を過ごすか話し合うことも大切。親が一方的に押し付けるのではなく、子どもがしたいことを尊重し、話し合っ決めてほしい」と話す。

自治体と支援員、そして保護者が手を取り合っ、安全で楽しい環境を作ることが、充実した放課後に不可欠と言える。